

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター介護予防事業手数料等要綱

制定 平成28年3月8日付27健経第5731号
一部改正 平成30年10月18日付30健イ事第1301号

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの実施する介護予防事業に係る受講料、手数料及び有償頒布物代金（以下「手数料等」という。）は、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(受講料の名称、金額及び徴収時期)

第2条 受講料の名称、金額及び徴収時期は、別表第1に定めるところによる。

(手数料の名称、金額及び徴収時期)

第3条 手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表第2に定めるところによる。

(手数料の徴収範囲)

第4条 照会、確認等名義の如何を問わず文書をもって事実を認証するものは、別表第2の証明とみなし、この要綱の規定により手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第5条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(有償頒布物代金の名称、金額及び徴収時期)

第6条 有償頒布物代金の名称、金額及び徴収時期は、別表第3に定めるところによる。

(郵便等による送付)

第7条 登録証、修了証、有償頒布物等については、郵便等により送付する。

2 前項の送付に要する費用は、別表第1、別表第2及び別表第3の金額に含む。ただし、申請書記載事項の誤りその他申請者の責に帰すべき事由により、送付物が申請者に到着せず、再度の送付が必要となった場合は、その再度の送付に要する費用は、申請者の負担とすることができる。

(手数料等の不還付)

第8条 既納の手数料等は、還付しない。ただし、理事長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、手数料等の徴収に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成28年3月8日27健経第5731号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成30年10月18日30健イ事第1301号）
この要綱は、平成30年10月18日から施行する。（別表第3 No.1、2の金額改定）

別表第1(第2条関係)

No.	名称	金額	徴収時期
1	介護予防主任運動指導員養成講習受講料	308,500円	受講決定通知の 指定するとき
		314,200円	
2	介護予防主任運動指導員養成講習受講料(1コマ)	5,100円	受講決定通知の 指定するとき
		5,200円	
3	介護予防主任運動指導員フォローアップ研修受講料	5,100円	受講決定通知の 指定するとき
		5,200円	

注) 金額欄は税込とし、上段は消費税率8%のとき、下段は消費税率10%のときとする。

別表第2(第3条関係)

No.	名称	金額	徴収時期
1	介護予防運動指導員登録更新料	3,000円	申請のとき
		3,100円	
2	介護予防主任運動指導員登録更新料	3,000円	申請のとき
		3,100円	
3	介護予防運動指導員登録証再交付料	3,000円	申請のとき
		3,100円	
4	介護予防主任運動指導員登録証再交付料	3,000円	申請のとき
		3,100円	
5	介護予防運動指導員養成講習修了等に関する証明	1,080円	申請のとき
		1,100円	
6	介護予防主任運動指導員養成講習修了等に関する証明	1,080円	申請のとき
		1,100円	

注) 金額欄は税込とし、上段は消費税率8%のとき、下段は消費税率10%のときとする。

別表第3(第6条第関係)

No.	名称	金額	徴収時期
1	介護予防主任運動指導員養成講座テキスト	6,500円	申請のとき
2	介護予防運動指導員養成講座テキスト	6,500円	申請のとき
3	介護予防運動指導員養成講座「指導要項」CD-ROM	1,600円	申請のとき

注) 金額欄は税別とする。